

地域脱炭素化促進事業に係る 促進区域の設定に関する県基準

(宮城県地球温暖化対策推進計画 (第4期))

～みやぎゼロカーボンチャレンジ 2050～ 別紙)

2026年(令和8年)●月

宮城県

地域脱炭素化促進事業に係る促進区域の設定に関する県基準

1 基準策定の趣旨

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第21条第6項及び第7項に基づき、法第21条第3項第1号に定める宮城県の自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーの利用の促進に関する事項として、宮城県地球温暖化対策推進計画に掲げる温室効果ガスの排出削減目標及び2050年度の温室効果ガス排出量の実質ゼロを達成するため、地域の再生可能エネルギー導入ポテンシャルを最大限活用しつつ、環境の保全に配慮して市町村が地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）を設定する際の基準を定めます。

2 基準の位置付け

本基準は、法第21条第6項及び第7項に規定する都道府県が定める基準です。

3 基準の対象となる地域脱炭素促進施設の種類の種類

以下の全てのエネ種を対象とします。

- (1) 再生可能エネルギー発電施設
 - ア 太陽光
 - イ 風力
 - ウ 水力（出力が30,000kW未満のものに限る）
 - エ 地熱（探査に係る調査のための掘削設備を含む）
 - オ バイオマス
- (2) 再生可能エネルギー熱供給施設
 - ア 地熱
 - イ 太陽熱
 - ウ 大気中の熱その他の自然界に存する熱（地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱又は下水熱）
 - エ バイオマス

4 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する基準

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成11年総理府令第31号）第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」は以下のとおりとします。

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条に基づく砂防指定地
- (2) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林であって、環境の保全に関するもの
- (3) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条に基づく国立公園又は国定公園の地域であって、同法第20条に基づく特別地域
- (4) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に基づく地すべり防止区域

- (5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に基づく急傾斜地崩壊危険区域
- (6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条に基づく土砂災害特別警戒区域
- (7) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条に基づく鳥獣保護区であって、同法第29条に基づく特別保護地区
- (8) 県立自然公園条例（昭和34年宮城県条例第20号）第3条に基づく県立自然公園の地域であって、同条例10条に基づく特別地域
- (9) 自然環境保全条例（昭和47年宮城県条例第25号）第12条に基づく自然環境保全地域であって、同条例17条に基づく特別地区
- (10) ふるさと宮城の水循環保全条例（平成16年宮城県条例第42号）第13条に基づく水道水源特定保全地域

5 基準の見直し

宮城県地球温暖化対策推進計画で掲げる目標及び関連する施策の実施状況並びに本県の自然的社会的条件の状況を勘案しつつ、必要があると認めるときは、対象とする地域脱炭素化促進施設の種類及び基準の見直しを適宜行います。

